

物品購入契約書（案）

- 1 業 務 名 近鉄五位堂駅北広場図書返却ポスト更新
- 2 納 入 物 品 図書返却ポスト
- 3 納 入 期 限 令和8年12月25日まで
- 4 納 入 場 所 近鉄五位堂駅北広場
(奈良県香芝市瓦口2350番地)
- 5 契 約 金 額 金 円
(うち、消費税及び地方消費税の額 金 円)
- 6 契約保証金

上記物品の購入について、発注者及び受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項により、物品購入契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

発注者 奈良県香芝市本町1397番地

香芝市

市 長 三 橋 和 史

受注者

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、本契約書に基づき、仕様書（仕様書、図面、見本又はその他発注者の指示を含む。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、本契約（本契約書及び仕様書を内容とする物品購入契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 受注者は、契約書記載の納入物品（以下「物品」という。）を契約書記載の納入期限（以下「納入期限」という。）までに発注者が指定する場所に納入し、発注者に引渡すものとし、発注者は、その契約代金を支払うものとする。

3 受注者は、本契約の実施時期について仕様書等に具体的に明示されていないときは、発注者の指示に基づいて随時履行するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(秘密の保持)

第3条 受注者は、本契約上知り得た秘密を他に漏らしてはならず、本契約の終了後も同様とする。

(個人情報の保護)

第4条 受注者は、本契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、香芝市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第23号）その他法令に定めるもののほか、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(契約内容の変更等)

第5条 発注者は、必要があるときは、受注者と協議の上、契約内容を変更し、又は納入を中止させることができる。

2 前項の場合において、契約金額又は納入期限を変更する必要があるときは、発注者及び受注者双方で協議の上、定めるものとする。

3 本契約締結後、市場価格に著しい変動があったときは、その実情に応じて発注者及び受注者双方で協議の上、契約金額を変更することができる。

(検査及び引渡し)

第6条 発注者は、受注者が第1条第2項又は第3項の履行が完了したときは、その日から起算して10日以内に受注者立会いの上、検査を行い、検査に合格したものについては、引渡しを受けるものとする。

2 検査に必要な費用及び検査のために変質、変形、消耗、毀損又は破壊したものを現状に復する費用は、全て受注者の負担とする。

3 受注者は、第1項の検査に合格しないものについては、遅滞なく引き取り、発注者の指定する期日までに物品を納入するものとする。この場合においては、前項の規定を準用する。

(契約代金の支払)

第7条 受注者は、前条第1項の検査に合格したときは、契約代金の支払を発注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に契約代金を支払わなければならない。

(危険負担)

第8条 第6条第1項の引渡し（同条第3項で準用する場合を含む。）の前に生じた物品の損害は、発注者の責めに帰すべきものを除き、受注者の負担とする。

(契約不適合責任)

第9条 発注者は、納入を受けた物品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、当該物品の引渡し後1年間は、受注者に対し、物品の修補、代替物の引渡しによる履行の追完又はこれらに代え若しくはこれらとともに損害の賠償を請求することができる。

(履行遅滞における損害金等)

第10条 受注者の責めに帰する事由により、納入期限までに物品を納入することができない場合においては、発注者は、受注者に対して、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率により計算した額の損害金の支払いを請求することができる。

2 発注者の責めに帰する事由により、第7条第2項の規定による契約代金の支払が遅延した場合には、受注者は、発注者に対して、未受領の契約代金につき、支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率により計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(発注者の解除権)

第11条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) その責めに帰すべき事由により、納入期限内に債務の履行が完了しないと明らかに認められるとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、本契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(3) 発注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤である者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時建設工事、物品、役務等の関係業務の契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴対法第2条2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 本契約に係る下請契約、再委託契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 本契約に係る下請契約等に当たりアからオのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）において、発注者が受注者に対して当該下請契約等の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

ク 本契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

2 第1項の規定により契約が解除された場合において、受注者は、契約金額の10分の1を違約金として発注者の指定する期限までに支払わなければならない。

(談合等不正行為による解除)

第12条 発注者は、受注者が本契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が受注者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第61条第1項の排除措置命令をしたとき。
- (2) 公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第64条第1項の競争回復措置命令をしたとき。
- (3) 公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第62条第1項の納付命令をしたとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の罪を犯し、刑に処せられたとき。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による解除の場合に準用する。

(受注者の解除権)

第13条 受注者は、発注者が本契約に違反し、その違反により物品を納入することが不可能となったときは、本契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の解除により、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(その他)

第14条 本契約に定めのない事項又は本契約に疑義が生じたときは、必要に応じて発注者及び受注者双方で協議して定めるものとする。

(管轄裁判所)

第15条 本契約に関連して生じた紛争については、発注者の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受注者は、本契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。本契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(取得の制限)

第3条 受注者は、本契約による業務を行うために個人情報を取得するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用又は提供の禁止)

第4条 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、本契約による業務に関して知り得た個人情報を本契約の目的以外の目的に利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(個人情報の適切な管理)

第5条 受注者は、本契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(責任体制の整備)

第6条 受注者は、個人情報の安全管理について内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(作業責任者等の届出)

第7条 受注者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、作業責任者を変更したときは、速やかに書面により発注者に報告しなければならない。

3 作業責任者は、特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

(従事者の監督及び教育)

第8条 受注者は、本契約による業務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行うとともに、関係法令、内部規程等についての教育を行わなければならない。

2 受注者は、本契約による業務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第9条 受注者は、本契約による業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報記録された資料等を、発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託における条件)

第10条 受注者は、発注者の許諾を得た場合に限り、本契約による業務の一部を第

三者（受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）に再委託をすることができる。なお、再委託先が再々委託を行う場合も同様とする。

2 発注者は、前項の承諾をするに当たっては、少なくとも次に定める条件を付するものとする。なお、再委託先が再々委託を行う場合も同様の条件を付するものとする。

(1) 受注者は、業務の一部を再委託するときは、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にしなければならない。

(2) 前号の場合において、受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(3) 受注者は、再委託先に対して本委託業務の一部を委託したときは、その履行状況を管理及び監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理及び監督の状況を報告しなければならない。

(4) 前号の場合、受注者は、発注者自らが再委託先に対して再委託された業務の履行状況を管理及び監督することについて、再委託先にあらかじめ承諾させなければならない。

（資料等の返還等）

第11条 受注者は、本契約による業務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、本契約の完了後、直ちに、発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

2 受注者は、本契約による業務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

（取扱状況等についての指示等）

第12条 発注者は、定期に及び必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況及び本契約の遵守状況について、受注者に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は実地の調査をすることができる。この場合において、受注者は、拒んではならない。

（事故発生時における報告）

第13条 受注者は、個人情報の漏えい等その他の本契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、発注者に報告し、必要な調査、再発防止のための措置等について発注者の指示に従うものとする。

（損害賠償等）

第14条 受注者は、その責めに帰すべき事由により、本契約による業務の処理に関し、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、発注者又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、本契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。